

ワークス岩西身体拘束適正化委員会規程

（委員会の目的）

第1条 身体拘束適正化委員会は、心身に障害のある利用者の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

（委員会委員の選出）

第2条 虐待防止委員会の委員は以下の通りとする。

- (1) 委員長は、所長とする。
- (2) 委員には、副所長、主任、サービス管理責任者及び必要と思われる職員をあてる。
- (3) 委員に利用者自治会代表を加えることができる。
- (4) 委員に保護者代表を加えることができる。

（委員会の開催）

第3条 委員会の開催を次の通りとする。

- (1) 委員会は、半期に一度、個別面談終了後に開催する。
- (2) 開催の必要のあるときは、委員長が招集し開催する。

（委員会の実施）

第4条 委員会は次の通り実施する。

- (1) 「身体拘束ゼロへの手引き」「ワークス岩西身体拘束の適正化のための指針」を職員に周知するとともに、職員が利用者に対し緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、委員会を開催して身体拘束の内容を検討する。
- (2) 委員会で緊急やむを得ないと判断した場合は、個別支援計画書への記載、および「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（様式1）」により利用者本人、保護者へ説明し同意を得るよう職員に指示する。
- (3) 身体拘束を行った場合は、ケース記録の記載を職員に指示する。
- (4) 身体拘束が長期化しないよう必要とされる職員を適時招集してカンファレンスを開催し、身体拘束廃止の検討を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（様式2）」に検討内容を記録する。
- (5) 身体拘束適正化に係る研修に積極的に参加する。
- (6) 身体拘束適正化に係る研修を年1回以上行うこととする。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会は次の責務を負う。

- (1) 委員会は、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、身体拘束のないづくりを目指す。
- (2) 職員に身体拘束及び身体拘束につながるような支援のおそれのあるときは、委員会で改善計画を立て、委員が改善指導を行い、差別や虐待が改善されるよう支援する。

附則 この規定は令和4年4月1日より施行する。

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

事業所名 ワークス岩西
所長 印
記録者 印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 印
(続柄)

